

文京区精神障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

1 改正の内容

手当の支給月額五千円を一万円に改める。

2 新旧対照表

文京区精神障害者福祉手当条例（平成二十九年条例第十号）

改正後（案）	現行
第一条から第三条まで（略） （手当の額） 第四条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、 <u>月額一万円</u> とする。 第五条から第十二条まで（略） <u>付 則</u> <u>（施行期日）</u> 1 <u>この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u> 2 <u>この条例による改正後の文京区精神障害者福祉手当条例第四条の規定は、平成三十一年四月以後の月分の精神障害者福祉手当の支給について適用し、同年三月以前の月分の精神障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。</u>	第一条から第三条まで（略） （手当の額） 第四条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、 <u>月額五千円</u> とする。 第五条から第十二条まで（略）